

「GE薬協自主行動基準」の改定について

この度 GE 薬協では、協会の自主行動基準である「コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」及び「企業行動基準モデル」を改定し協会のホームページに公表いたしました。本自主基準の実施日は4月1日付となります。

2016年4月に「コンプライアンスプログラムガイドライン」の改定を、2018年4月には「企業行動基準モデル」の改定を行ないましたが、その後、日本経済団体連合会ではSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の考え方を基本とした行動基準が制定され、また製薬業界においても、例えば販売情報提供活動ガイドラインといった新たな指針が策定されました。そこで、今回これらの変化に対応すべく「企業行動基準モデル」については、「臨床研究」、「患者団体との関係」、「社会参画と発展への貢献」、「人権」、「内部通報」といった新たな項目を加え、2019年4月に改定した「GE薬協企業行動憲章」にも符合するようにアップデートいたしました。「コンプライアンスプログラムガイドライン」については、先に述べたような社会状況の変化を受け、序文および該当する章の改定を行いました。

当協会の会員各社は、これらの自主行動基準を参考にし、コンプライアンス意識の更なる向上と、徹底的・継続的な取り組みを実践してまいります。協会としては、会員各社のコンプライアンスへの取り組みを確認するとともに、各社のコンプライアンス強化のための必要な支援を行ない、協会全体としてのコンプライアンス体制のなお一層の充実を図ってまいります。